

保険募集管理態勢確認用マニュアル

項目	保険募集管理態勢のチェック項目	保険募集管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
II. 監査及び問題点の是正 1. 内部監査の有効性確保への取組み	(1) 内部監査の重要性の認識及び体制の確立	① 代表取締役及び取締役会は、内部監査が適正な保険募集態勢を確立することに重大な影響を与えることを十分認識しているか。 ② 取締役会等は、保険募集態勢に対する内部監査が有効に機能するよう、内部監査部門に対して保険募集に関する法令等に精通した人材を適切な規模で配置しているか。	(注) 内部監査とは、各業務部門等の本部部門及び営業店等(以下、「被監査部門等」という。)から独立した内部監査部門(検査部、業務監査部等)が、被監査部門等における内部管理態勢(リスク管理態勢を含む)等の適切性、有効性を検証するプロセスである。このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行うものであり、原則として、内部管理の一環として被監査部門等が実施する検査等を含まない。
	(2) 営業推進部門の理解及び認識、牽制機能	① 営業推進部門の役職員は、内部監査が適正な保険募集態勢を確立することに重大な影響を与えることを十分認識しているか。 ② 内部監査部門は、営業推進部門に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。	
	(3) 内部監査手法の充実	① 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等を作成し、取締役会等による承認を受けているか。 ② 内部監査部門長は、営業拠点等検査、保険募集人検査の実施基準、実施要領の適切性・有効性を確認しているか。 ③ 営業推進部門、担当部門、営業拠点等及び保険募集人(以下、「営業推進部門等」という。)に対する年間の内部監査計画は内部監査部門が立案し、監査方針、重点項目等の基本事項については取締役会による承認を受けているか。 ④ 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、営業推進部門等に対し、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査を実施しているか。 また、内部監査部門による保険募集人に対する内部監査を一定の頻度で行うことがやむを得ない理由により採り得ない場合は、担当部門又は営業拠点等による検査が同等以上の頻度で行われているか。その場合、有効性確保への取組み、問題点の是正において、同等の位置付け、実効性が確保されているか。	
	(4) 内部監査の実施	① 営業推進部門等に対する内部監査については、例えば抜き打ちとするなど実効性ある内部監査を実施しているか。 ② 代理店の保険募集に関する業務内容について適切な内部監査を実施しているか。 ③ 保険募集関係について、保険業法300条等に違反していないかのチェックを行っているか。	
2. 内部監査による問題点の是正	(1) 内部監査の報告	① 内部監査の従事者は、内部監査で発見・指摘した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を、遅滞なく作成しているか。 ② 内部監査部門長は、内部監査報告書の内容を確認した上、そこで指摘された重要な事項について、問題点の発生頻度、重要度及び原因等を分析した上、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。特に、経営に重大な影響を与えると認められる、ないし、保険契約者の利益が著しく阻害される事項については、速やかに代表取締役及び取締役会に報告しているか。	
	(2) 問題点の是正	① 内部監査部門は、内部監査の結果を分析して問題点等を的確に指摘し、これを営業推進部門等に通知しているか。 ② 営業推進部門等は、遅滞なく当該指摘事項を改善し、適正な保険募集態勢の確立に役立っているか。 ③ 内部監査部門は、営業推進部門等の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映させているか。特に、保険募集に関する内部事務管理が不適切な代理店に対し、改善に向けた厳正な対処がなされているか。	

保険募集管理態勢確認用マニュアル

(注) 上記チェック項目以外の内部監査に関するチェック項目は、リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(共通編)「Ⅲ. 内部監査」のチェック項目に準拠する。